

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 0 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日作成

処 分 名	公共下水道排水設備設置期間延長の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道条例 (平成 8 年厚岸町条例第 16 号)	
根 拠 条 項	第 3 条第 2 項	
根 拠 条 文	町長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する期間の延長を許可することができる。	
審 査 基 準 の 内 容		
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：水道課下水道施設係)
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	4 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 0 2)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日作成

処 分 名	下水道使用料等の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道条例 (平成 8 年厚岸町条例第16号)	
根 拠 条 項	第 3 2 条	
根 拠 条 文	町長は、公益上その他の特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料、占用料又は手数料を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	6 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課町民税係、保健福祉課社会福祉係 )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	3 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考	<p>6 月分以降の下水道使用料に係る減免申請が6月23日までであった場合は、6 月末日までを処理期間とする。</p> <p>排水区域以外の区域における下水道の使用に関する要綱 (平成 8 年訓令第22号) 第 7 条に規定する下水道使用料についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。</p>	

○厚岸町公共下水道条例施行規則

平成25年 3 月29日規則第17号

(使用料の減免)

第26条 条例第32条の規定により使用料、占用料又は手数料の減免を受けようとする者は、下水道使用料等減免申請書(別記様式第21号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請について減免の必要を認めるとき、又は減免を却下したときは、下水道使用料等減免決定・却下通知書(別記様式第22号)により、申請者に通知するものとする。

3 軽減の対象、軽減額、免除の対象及び減免の期間は、厚岸町水道料金等減免規則(平成10年厚岸町規則第21号。以下「減免規則」という。)第2条、第3条、第4条(ただし書を除く。)及び第7条の規定を準用する。この場合において、減免規則第3条中「水道料金及び手数料」とあるのは「使用料、占用料又は手数料」と、「水道事業」とあるのは「公共下水道事業」と、「手数料」とあるのは「占用料又は手数料」と、第4条中「水道料金、手数料及びその他の費用」とあるのは「使用料、占用料又は手数料」と、第7条中「水道料金及び手数料」とあるのは「使用料、占用料又は手数料」と、「水道料金」とあるのは「使用料」と、「手数料及びその他の費用」とあるのは「占用料又は手数料」と読み替える。

5 水道及び下水道を使用している場合における第1項、第2項及び第4項に規定する様式は、減免規則第5条、第6条及び第8条に規定する様式を、この規則による様式とみなす。

○厚岸町水道料金等減免規則

平成10年8月27日規則第21号

(軽減の対象)

第2条 軽減の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する保護を受けている生活扶助世帯
- (2) 前年分の総収入額が生活保護法第8条に規定する基準額の1.2倍以内の世帯  
(軽減額)

第3条 前条に係る水道料金及び手数料の軽減額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 水道事業 基本料金の2分の1
- (2) 簡易水道事業 基本料金の2分の1
- (3) 農業用水道事業 基本料金の2分の1
- (4) 手数料 1件につき2分の1

(免除の対象)

第4条 町長は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害及びテロ、武力攻撃等の特別な事情があると認められる者の水道料金、手数料及びその他の費用(以下「水道料金等」という。)を免除することができる。ただし、その他の費用については、町長が直接工事を行う場合に限るものとする。

(減免の期間)

第7条 第3条に掲げる水道料金及び手数料の軽減の期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水道料金については、申請した日の属する月分から翌5月分までとする。なお、軽減の対象に該当しなくなった場合は、その月の月分までとする。ただし、月の10日までの場合は、その月の前の月分までとする。
- (2) 手数料及びその他の費用は、町長が認定した日により決定する。

2 第4条に掲げる水道料金等の免除の期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水道料金については、第4条に掲げる事由が発生したその月に納付すべき月分から町長が必要と認める月分までとする。
- (2) 手数料及びその他の費用は、町長が認定した日により決定する。

○厚岸町水道料金等減免規則

平成10年 8 月27日規則第21号

(軽減の対象)

第2条 軽減の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する保護を受けている生活扶助世帯
- (2) 前年分の総収入額が生活保護法第8条に規定する基準額の1.2倍以内の世帯  
(軽減額)

第3条 前条に係る水道料金及び手数料の軽減額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 水道事業 基本料金の2分の1
- (2) 簡易水道事業 基本料金の2分の1
- (3) 農業用水道事業 基本料金の2分の1
- (4) 手数料 1件につき2分の1

(免除の対象)

第4条 町長は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害及びテロ、武力攻撃等の特別な事情があると認められる者の水道料金、手数料及びその他の費用(以下「水道料金等」という。)を免除することができる。ただし、その他の費用については、町長が直接工事を行う場合に限るものとする。

(減免の期間)

第7条 第3条に掲げる水道料金及び手数料の軽減の期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水道料金については、申請した日の属する月分から翌5月分までとする。なお、軽減の対象に該当しなくなった場合は、その月の月分までとする。ただし、月の10日までの場合は、その月の前の月分までとする。
- (2) 手数料及びその他の費用は、町長が認定した日により決定する。

2 第4条に掲げる水道料金等の免除の期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水道料金については、第4条に掲げる事由が発生したその月に納付すべき月分から町長が必要と認める月分までとする。
- (2) 手数料及びその他の費用は、町長が認定した日により決定する。

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 903)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 29 年 10 月 10 日作成

処 分 名	下水道使用料延滞金の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道条例 (平成 8 年厚岸町条例第 16 号)	
根 拠 条 項	第 33 条第 4 項	
根 拠 条 文	町長は、使用者が納付期日までに使用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第 1 項の延滞金を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町公共下水道条例施行規則 (延滞金の減免)</p> <p>第 28 条 町長は、条例第 33 条第 4 項の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、延滞金を減免することができる。</p> <p>(1) 条例第 32 条の規定に該当する事実があったとき。</p> <p>(2) 納入通知書の送達を知ることができない理由があったとき。</p> <p>(3) 前 2 号に準ずる理由があったとき。</p> <p>2 前項の規定により減免を受けようとする者の申請及び決定に関する様式は、延滞金減免と読み替えて第 26 条の規定を準用する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	6 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課町民税係、保健福祉課社会福祉係)
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	3 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱 (平成 8 年訓令第 22 号) 第 7 条に規定する下水道使用料の延滞金についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 904)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 29 年 10 月 10 日作成

処 分 名	受益者負担金の徴収猶予	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例 (平成 8 年条例第 17 号)	
根 拠 条 項	第 8 条	
根 拠 条 文	<p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者が災害、その他特別の事情により、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認めたとき。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>受益者負担金徴収猶予の運用に関する取扱い要綱 (平成 8 年訓令第 32 号)</p> <p>(別紙のとおり)</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名： )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	10 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考	<p>排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱 (平成 8 年訓令第 22 号) 第 5 条に規定する負担金相当額についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。</p>	

○受益者負担金徴収猶予の運用に関する取扱い要綱

平成8年12月6日  
訓令第32号

(賦課対象地の認定等)

第2条 条例第6条第1項の規定に基づく受益者ごとの賦課対象となる土地(以下「賦課対象地」という。)について同条同項の規定にかかわらず、排水設備又は水洗便所の新設、改造、増築等の設置義務が課せられる家屋等(住宅、アパート、事務所、工場、店舗、その他の建物又は構築物等。以下「設置義務家屋等」という。)の敷地又は宅地の面積を300平方メートル(以下「基準面積」という。)又は設置義務家屋等の建築面積の2.5倍(以下「賦課認定地」という。)を基準として認定するものとし、賦課認定地以外の土地及び超過面積について次条に定めるところにより受益者負担金の徴収を猶予する。

(徴収猶予)

第3条 条例第8条各号に規定する受益者負担金の徴収猶予は、次に掲げるところによる。

(1) 第1号に係るもの

ア 土地登記簿等公簿地目又は現況地目が畑地、山林、牧野、原野、雑種地、海産干場、その他これに類する土地で猶予が適当と認めるもの

イ 設置義務家屋等の賦課認定地の面積が基準面積を超えるときは、賦課対象地の面積から賦課認定地の面積を減じた面積

ウ 設置義務家屋等が併用である場合又は複数の場合は、合計建築面積を対象として第1号イに準ずる。

エ 設置義務家屋等の設置義務者が複数又は賦課対象地が共有地であるときは、それぞれの賦課認定地面積を算出し、賦課対象地の持分からそれぞれの賦課認定地面積を減じた面積

(2) 第2号に係るもの

ア 受益者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。

イ 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。

ウ 受益者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

エ 受益者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

オ 第2号アからエに該当する事実を類する事実があったとき。

(3) 係争中で受益者が特定できないとき、その他町長が特に猶予することが止むを得ないと認めたとき。

2 前項第1号イからエに係る賦課認定地の場合において明らかに区分され、かつ、利用の実態がアに該当すると認める地目に及ぶときは、その地目を減じた面積とする。

3 設置義務家屋等又は賦課認定地が複数の地番に及ぶときは、一画地として認定し、建築面積の割合により算定する。ただし、設置義務家屋等の設置義務者又は受益者が異なる場合は、この限りでない。

(条件変更の届出)

第4条 受益者は、新たに設置義務家屋等の新設、改築、増築等を行ったときは、遅滞なく、町長に届け出なければならない。

(猶予期間)

第5条 前条第1号の規定により猶予された土地に対する規則第12条の規定に基づく猶予の期間は、新たに設置義務家屋等が設置されるまで猶予する。



様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 905)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 29 年 10 月 10 日作成

処 分 名	受益者負担金の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例 (平成 8 年条例第 17 号)	
根 拠 条 項	第 9 条 第 2 項	
根 拠 条 文	<p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は公用及び公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている受益者又はこれに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>(4) 事業のため、特に費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者</p> <p>(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則 (平成 8 年規則第 34 号) 抜粋</p> <p>第 14 条 町長は、条例第 5 条 第 1 項に規定する賦課対象区域(以下「賦課対象区域」という。)の公告の日において、受益者の土地が別表に定める土地に該当するものであるときは、当該受益者に係る負担金を減免することができる。ただし、当該土地について 1 以上の納期到来後に第 3 項の規定に基づく申請があったときは、納期の到来していない負担金に別表に定める減免率を乗じて得た額を減免することができる。</p> <p>別表「下水道事業受益者負担金減免基準」添付</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	6 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課町民税係・資産税係、保健福祉課社会福祉係)
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	3 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱 (平成 8 年訓令第 22 号) 第 5 条に規定する負担金相当額についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。	

別表（第14条関係）

下水道事業受益者負担金減免基準

減免の対象となる土地	減免率（額）
<p>1 条例第9条第2項第1号に係るもの</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が次の各号にかかげる目的のため所有し、又は借用している土地</p> <p>ア 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づいて指定された文化財である土地又は建物その他工作物の敷地</p> <p>イ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地</p> <p>ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用地</p> <p>エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項の各号に規定する事業のために設置された社会福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を除く。）の用地</p> <p>オ 警察法務収容施設の用地</p> <p>カ 一般庁舎等用地</p> <p>キ 病院用地</p> <p>ク 公営住宅用地</p> <p>ケ 公務員宿舎用地（ただし、施設を管理するために設置された宿舎の用地は、その宿舎が付属する施設の用地に係る減免率による。）</p>	<p>100%</p> <p>100%</p> <p>75%</p> <p>75%</p> <p>75%</p> <p>50%</p> <p>25%</p> <p>25%</p> <p>25%</p>
<p>2 条例第9条第2項第2号に係るもの</p> <p>(1) 企業用施設の用地</p>	<p>25%</p>
<p>3 条例第9条第2項第3号に係るもの</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者、又はこれに準ずる者（生活保護法第8条に規定する基準額1.2倍以内）が受益者である土地</p>	<p>100%</p>
<p>4 条例第9条第2項第4号に係るもの</p> <p>(1) 公共下水道に係る事業のため、特に費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者が所有し、又は借用している土地</p>	<p>負担した額又は提供した土地の評価額。ただし、当該受益者に係る負担金額を限度とする。</p>

<p>(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業又は新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づく新住宅市街地開発その他これに類する事業により設置された排水管渠等の施設が公共下水道である場合においては、これら事業の施行区域内の土地</p>	<p>土地 1 平方メートルにつき、その事業が当該排水管渠等の施設を設置するために要した費用の額を当該事業の施行区域の地積をもって除して得た額。ただし、条例第 4 条に規定する単位負担金の額のうち末端管渠額に係る部分を限度とする。</p>
<p>5 条例第 9 条第 2 項第 5 号に係るもの</p>	
<p>(1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人が同法第 3 条に規定する境内地として所有し、又は借用している土地（ただし、現にその本来の目的以外のために使用している場合を除く。）</p>	<p>その実情に応じ50%から100%の範囲内で減免率を認定する。</p>
<p>(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第 3 条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的で使用している土地</p>	<p>75%</p>
<p>(3) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が同法第 2 条第 2 項及び第 3 項の各号に規定する事業のために設置する施設（児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設を除く。）の用地</p>	<p>75%</p>
<p>(4) 国又は地方公共団体以外の所有する土地でその目的が道路、公園、広場、及び河川等の用地として、広く一般の用に供している土地</p>	<p>100%</p>
<p>(5) 地区自治会、又は町内会が相互福祉等を目的にする会館、集会所等に供する土地</p>	<p>100%</p>
<p>(6) 急傾斜地等のため宅地化が不可能又は著しく困難な土地</p>	<p>その実情に応じ25%から100%の範囲内で減免率を認定する。</p>

様式2（行政手続条例適用：個票番号906）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月10日作成

処 分 名	受益者負担金延滞金の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例（平成8年条例第17号）	
根 拠 条 項	第11条第4項	
根 拠 条 文	4 町長は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第1項の延滞金を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町公共下水道事業受益者負担金条例施行規則（平成8年規則第34号）抜粋 （延滞金の減免）</p> <p>第16条 町長は、条例第11条第4項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、延滞金を減免することができる。</p> <p>(1) 条例第8条各号のいずれかに該当する事実があったとき。</p> <p>(2) 納入通知書の送達を知ることができない理由があったとき。</p> <p>(3) 前各号に準ずる理由があったとき。</p> <p>2 前項の規定により減免を受けようとする者は、公共下水道事業受益者負担金延滞金減免申請書（別記様式第13号）により町長に申請しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の規定により申請があったときは、その適否を決定し、当該受益者に対して公共下水道事業受益者負担金延滞金減免決定・却下通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	6日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	3日（機関名：税財政課町民税係・資産税係、 保健福祉課社会福祉係）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：水道課業務係 ）
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱（平成8年訓令第22号）第5条に規定する負担金相当額についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。	

様式2（行政手続条例適用：個票番号907）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月10日作成

処 分 名	公共下水道排水設備等指定工事店の指定	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	<p>指定工事店として指定を受けようとする者は、下水道排水設備等指定工事店指定申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者(代表者)の住民票の写し、履歴書及び前条第1号に該当しないことを証する書類</p> <p>(2) 商業登記簿謄本、定款の写し</p> <p>(3) 事業所の平面図及び写真並びに付近見取図(別記様式第2号)</p> <p>(4) 責任技術者名簿(別記様式第3号)</p> <p>(5) 第16条第2項の責任技術者登録証の写し</p> <p>(6) 工事の施工に必要な設備及び機材を所有していることを証する書類及び写真</p> <p>(7) 前各号に掲げるほか、町長が必要と認める書類及び写真</p>	
審 査 基 準 の 内 容	別紙のとおり	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	2日（機関名：水道課下水道施設係）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	8日（機関名：水道課業務係 ）
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		

# 厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則

平成8年7月23日

規則第39号

(指定工事店の指定)

第3条 指定工事店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件に適合している者とする。

- (1) 責任技術者が1名以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機材を所有していること。
- (3) 北海道内に事業所があること。
- (4) 経営内容等が指定工事店として不適當でないこと。

(指定の欠格要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定工事店の指定を受けることができない。

- (1) 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者である場合
- (2) 代表者が第20条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合
- (3) 第11条第2項の規定により指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない場合

様式2（行政手続条例適用：個票番号908）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月10日作成

処 分 名	公共下水道排水設備等指定工事店の指定の更新	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）	
根 拠 条 項	第9条第1項	
根 拠 条 文	指定工事店が、指定の有効期間の満了に際し、引き続き指定を受けようとするときは、有効期間満了の1月前までに下水道排水設備等指定工事店指定申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>第3条 指定工事店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件に適合している者とする。</p> <p>(1) 責任技術者が1名以上専属していること。</p> <p>(2) 工事の施工に必要な設備及び機材を所有していること。</p> <p>(3) 北海道内に事業所があること。</p> <p>(4) 経営内容等が指定工事店として不適當でないこと。</p> <p>(指定の欠格要件)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定工事店の指定を受けることができない。</p> <p>(1) 代表者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者である場合</p> <p>(2) 代表者が第20条の規定により責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合</p> <p>(3) 第11条第2項の規定により指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	15日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	2日（機関名：下水道施設係 ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	13日（機関名：水道課業務係 ）
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号909）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月10日作成

処 分 名	公共下水道排水設備工事責任技術者の登録	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）	
根 拠 条 項	第13条第1項	
根 拠 条 文	責任技術者の登録を受けようとする者は、毎年2月末日までに、責任技術者登録申請書(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）抜粋 (登録の資格) 第12条 責任技術者として登録を受けることができる者は、北海道地方下水道協会(以下「下水道協会」という。)が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定試験に合格した者又は責任技術者に係る更新講習等を履行した者でなければならない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	10日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	2日（機関名：水道課下水道施設係）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	8日（機関名：水道課業務係 ）
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		



様式2（行政手続条例適用：個票番号910）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月10日作成

処 分 名	公共下水道排水設備工事責任技術者の登録の更新	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）	
根 拠 条 項	第18条第2項	
根 拠 条 文	登録の更新を受けようとする責任技術者は、登録期間満了の1月前までに責任技術者登録申請書（別記様式第8号）に、第13条第2項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町公共下水道排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年厚岸町規則第39号）抜粋 （登録の資格） 第12条 責任技術者として登録を受けることができる者は、北海道地方下水道協会（以下「下水道協会」という。）が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定試験に合格した者又は責任技術者に係る更新講習等を履行した者でなければならない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	15日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	2日（機関名：下水道施設係 ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	13日（機関名：水道課業務係 ）
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 1 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日作成

処 分 名	水洗化等改造工事資金貸付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例(平成 8 年厚岸町条例第18号)	
根 拠 条 項	第 8 条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、貸付の適否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則 (別紙のとおり) 金融機関との協議については、厚岸町水洗化等改造工事資金貸付業務に関する契約書による。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 8 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課納税係、町民課保険医療係、保健福祉課児童福祉係・介護保険係、環境政策課廃棄物対策係、建設課契約管財係、水道課下水道施設係 )
	協 議 機 関	1 0 日 (機関名：北洋銀行、大地みらい信用金庫 )
	処 分 機 関	5 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱 (平成 8 年訓令第22号) 第 8 条に規定する助成についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。	

○厚岸町水洗化等改造工事資金貸付条例施行規則

平成8年6月25日規則第35号

(貸付対象の限度)

第2条 次の各号のいずれかに該当する住宅は、貸付対象としないものとする。

- (1) 国の機関が所有する住宅
- (2) 公共団体が所有する住宅
- (3) 各種法人、団体等が所有し、町長がその必要がないと認める住宅

(貸付対象者)

第3条 条例第3条の規定による貸付対象者は次に掲げるところによるものでなければならない。

(1) 次に掲げる町税等を滞納していないこと。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について確実に認められるときは、この限りでない。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 後期高齢者医療保険料

エ 介護保険料

オ ごみ処理手数料

カ 保育料

キ 町営住宅家賃

ク 水道料金及び下水道使用料

ケ 公共下水道受益者負担金

(2) 貸付を受けた資金の償還について、支払能力を有すること。

(3) 連帯保証人があること。

2 町長は、前項に規定する貸付対象者が住宅の使用人である場合は、所有者の同意書等の提出を求めることができる。

(連帯保証人)

第4条 前条第3号に規定する連帯保証人は1名以上とし、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

(1) 町内に引き続き1年以上居住している者、又は町長が特に適切と認めた者若しくは法人

(2) 次に掲げる町税等を滞納していないこと。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について確実に認められるときは、この限りでない。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 後期高齢者医療保険料

エ 介護保険料

オ ごみ処理手数料

カ 保育料

キ 町営住宅家賃

ク 水道料金及び下水道使用料

ケ 公共下水道受益者負担金

(3) 未成年者、成年被後見人、被保佐人でない者及び破産の宣告を受けていない者

(4) 独立の生計を営む者で貸付金の償還能力があると認められる者

様式2（行政手続条例適用：個票番号912）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月10日作成

処 分 名	水洗化等改造工事補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則（平成8年厚岸町規則第36号）	
根 拠 条 項	第7条	
根 拠 条 文	町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することと決定した者には、水洗化等改造工事補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、また、補助することを不相当と認められた者には、水洗化等改造工事補助金交付審査結果通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町水洗化等改造工事補助金交付規則（別紙のとおり）	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	6日（日曜日、土曜日及び祝日は含まない）
	経 由 機 関	3日（機関名：税財政課納税係、町民課保険医療係、保健福祉課児童福祉係・介護保険係、環境政策課廃棄物対策係、建設課契約管財係、水道課下水道施設係）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：水道課業務係 ）
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱（平成8年訓令第22号）第8条に規定する助成についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。	

(補助対象の限度)

第2条 次の各号のいずれかに該当する住宅は、補助対象としないものとする。

- (1) 国の機関が所有する住宅
- (2) 地方公共団体が所有する住宅
- (3) 各種法人、団体等が所有し、町長がその必要がないと認める住宅

(補助の対象工事)

第3条 補助の対象となる工事は、既設の便所を水洗便所に改造して、公共下水道に接続するための工事(以下「水洗化改造工事」という。)又は既設の排水設備等を改造して、汚水を公共下水道に流入させるための工事(以下「排水設備改造工事」という。)とする。

(補助対象者)

第4条 補助金を受けることができる者は、処理区域内の住宅の所有者又は使用者が、自己の資金をもって前条の工事を行うもので、次の各号に掲げる要件を満しているものでなければならない。

- (1) 供用開始の日から、3年以内に水洗化改造工事を完成させること。
- (2) 供用開始の日から、1年以内に排水設備改造工事を完成させること。ただし、供用開始の日から3年以内に水洗化改造工事と同時に排水設備改造工事を行う場合は、この限りでない。
- (3) 次に掲げる町税等を滞納していないこと。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について確実とみられるときは、この限りでない。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 後期高齢者医療保険料

エ 介護保険料

オ ごみ処理手数料

カ 保育料

キ 町営住宅家賃

ク 水道料金及び下水道使用料

ケ 公共下水道受益者負担金

2 町長は、前項に規定する使用者が補助対象者となる場合は、所有者の同意書等の提出を求めることができる。

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 1 3)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日作成

処 分 名	合併処理浄化槽設置費補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則 (平成26年厚岸町規則第13号)	
根 拠 条 項	第 7 条 第 1 項	
根 拠 条 文	第 7 条 町長は、第 6 条の規定に基づき提出された書類の内容を審査するとともに現地を確認し、補助金の交付の可否を決定するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則(別紙のとおり)	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 1 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課納税係、町民課保険医療係、保健福祉課児童福祉係・介護保険係、環境政策課廃棄物対策係、建設課契約管財係、水道課下水道施設係)
	協 議 機 関	5 日 (機関名：厚岸警察署 )
	処 分 機 関	3 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		

## 厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付規則

平成26年3月31日規則第13号

(補助対象者)

第3条 町長は、補助対象地域内において、次に掲げる条件を満たす対象合併処理浄化槽を設置しようとする者に対し、費用の一部を補助金として交付する。

- (1) 自らが居住又は居住しようとする住宅であって、処理対象人員が10人以下の規模の浄化槽であること。
- (2) 全国浄化槽推進市町村協議会の合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領（平成4年12月施行）に基づく登録浄化槽であること。
- (3) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証制度（平成5年7月）に基づく保証登録浄化槽であること。
- (4) 次に掲げる条件を全て満たす者に工事を施工させる浄化槽であること。
  - ア 法第21条第1項若しくは同条第3項の規定による登録があること又は法第33条第3項の規定による届出のあること。
  - イ 北海道釧路総合振興局の所管区域に事業所を有すること。
  - ウ 暴力団関係事業者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を行わない。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに対象合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で、当該住宅の所有者の承諾が得られない者
- (3) 販売目的で合併処理浄化槽付住宅を建築する者
- (4) 対象合併処理浄化槽を設置しようとする者又は同一世帯に属する者が、次に掲げるものを滞納しているとき
  - ア 町税
  - イ 国民健康保険税
  - ウ 介護保険料
  - エ 後期高齢者医療保険料
  - オ ごみ処理手数料
  - カ 保育料
  - キ 町営住宅家賃
  - ク 水道料金及び下水道使用料
  - ケ 公共下水道事業受益者負担金
- (5) 第7条第2項に規定する厚岸町合併処理浄化槽設置費補助金交付決定通知書を受け取る前に当該合併処理浄化槽の設置工事に着手した者
- (6) 暴力団員
- (7) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認める者

様式2（行政手続条例適用：個票番号914）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月10日作成

処 分 名	給水契約申込みの承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町水道事業給水条例（平成10年厚岸町条例第22号）	
根 拠 条 項	第13条	
根 拠 条 文	水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>水道法（昭和三十二年法律第百七十七号） （給水義務）</p> <p>第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。</p> <p>3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3日（土曜日、日曜日及び祝日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	3日（機関名：水道課業務係 ）
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		



様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 1 5)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 8 年 1 0 月 7 日作成

処 分 名	水道料金、手数料等の軽減又は免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町水道事業給水条例 (平成10年厚岸町条例第22号)	
根 拠 条 項	第30条	
根 拠 条 文	町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町水道料金等減免規則 平成10年 8 月 27 日規則第21号</p> <p>(軽減の対象) 第 2 条 軽減の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第11条第 1 項第 1 号に規定する保護を受けている生活扶助世帯 (2) 前年分の総収入額が生活保護法第 8 条に規定する基準額の 1. 2倍以内の世帯</p> <p>(免除の対象) 第 4 条 町長は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害及びテロ、武力攻撃等の特別な事情があると認められる者の水道料金、手数料及びその他の費用 (以下「水道料金等」という。) を免除することができる。ただし、その他の費用については、町長が直接工事を行う場合に限るものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	6 日 (土曜日、日曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課町民税係、保健福祉課社会福祉係)
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	3 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考	6 月分以降の水道使用料に係る減免申請が 6 月 23 日までにあった場合は、6 月末日までを処理期間とする。	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 1 6)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日作成

処 分 名	給水契約申込みの承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業用水道給水条例 (平成10年厚岸町条例第23号)	
根 拠 条 項	第13条	
根 拠 条 文	水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) (給水義務)</p> <p>第十五条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。</p> <p>3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	3 日 (土曜日、日曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名： )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	3 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 1 7)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日作成

処 分 名	水道料金、手数料等の軽減又は免除	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業用水道給水条例 (平成10年厚岸町条例第23号)	
根 拠 条 項	第30条	
根 拠 条 文	町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町水道料金等減免規則 平成10年 8 月 27 日規則第21号</p> <p>(軽減の対象) 第 2 条 軽減の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第11条第 1 項第 1 号に規定する保護を受けている生活扶助世帯 (2) 前年分の総収入額が生活保護法第 8 条に規定する基準額の 1. 2倍以内の世帯</p> <p>(免除の対象) 第 4 条 町長は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害及びテロ、武力攻撃等の特別な事情があると認められる者の水道料金、手数料及びその他の費用 (以下「水道料金等」という。) を免除することができる。ただし、その他の費用については、町長が直接工事を行う場合に限るものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	6 日 (土曜日、日曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課町民税係、保健福祉課社会福祉係 )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	3 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考	6 月分以降の農業用水道使用料に係る減免申請が 6 月 23 日までにあった場合は、6 月末日までを処理期間とする。	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 1 8)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日作成

処 分 名	給水装置工事補助金の交付決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町給水装置工事補助金交付規則 (平成 9 年規則第 41 号)	
根 拠 条 項	第 6 条	
根 拠 条 文	第 6 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、厚岸町給水装置工事補助金交付決定通知書(別記第 3 号様式)により、不相当と認めるときは、補助金交付申請却下通知書(別記第 4 号様式)により補助申請者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町給水装置工事補助金交付規則(別紙のとおり)	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	1 0 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない。)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課納税係、町民課保険医療係、保健福祉課児童福祉係・介護保険係、環境政策課廃棄物対策係、建設課契約管財係、水道課水道施設係)
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	7 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		

## 厚岸町給水装置工事補助金交付規則

平成9年9月30日  
規則第41号

(補助の対象工事)

第2条 補助の対象となる工事は、町が管理する水道管（本管）から分岐し、住宅に接続するための給水工事（量水器から屋内配管までを除く。）で工事費が50万円を超えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する給水工事の場合はこの限りでない。

- (1) 水道事業給水条例第2条第1号に規定する給水区域で行うもの
- (2) 国又は地方公共団体が工事を行うもの
- (3) 法人又は団体等が行うもの
- (4) 前各号に準ずると認めるもの

2 工事費の算出方法は、農業用水道給水条例第9条（同条第5号を除く。）及び水道事業給水条例第9条（同条第5号を除く。）に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、農業用水道給水条例第2条又は水道事業給水条例第2条第2号に規定する給水区域に住宅を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている者で前条に規定する工事を行おうとする者とする。

- (1) 当該工事が他に、国又は地方公共団体の補助を受けていないこと。
- (2) 厚岸町自家水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則(平成9年厚岸町規則第42号)第9条の規定による補助金の交付を受けていないこと。ただし、同規則第4条第2項の規定に該当する場合は、この限りでない。
- (3) 次に掲げる町税等を滞納していないこと。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実に認められるときは、この限りでない。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 後期高齢者医療保険料

エ 介護保険料

オ ごみ処理手数料

カ 保育料

キ 町営住宅家賃

ク 水道料金及び下水道使用料

ケ 公共下水道受益者負担金

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 1 9)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日作成

処 分 名	自家用水道施設衛生対策設備工事補助の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則 (平成 9 年規則第 42 号)	
根 拠 条 項	第 6 条	
根 拠 条 文	町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し補助の実施の可否を決定し、補助を決定したときは、自家用水道衛生対策設備工事補助実施決定通知書(別記第 2 号様式)により、不相当と認めるときは、自家用水道衛生対策設備工事補助却下通知書(別記第 3 号様式)を補助申請者に通知するものとする	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則 (別紙のとおり)	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	6 日 (日曜日、土曜日及び祝日は含まない)
	経 由 機 関	3 日 (機関名：税財政課納税係、町民課保険医療係、保健福祉課児童福祉係・介護保険係、環境政策課廃棄物対策係、建設課契約管財係、水道課水道施設係)
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	3 日 (機関名：水道課業務係 )
所 管 部 署	水道課業務係	
備 考		

○厚岸町自家用水道施設衛生対策設備工事補助金交付規則

平成9年9月30日規則第42号

(補助対象工事)

第2条 補助の対象となる衛生対策設備工事(以下「補助対象工事」という。)は、もっぱら飲用に供するために井戸、湧水及び泥水等を利用した自家用水道施設において、町長が認めた次の設備を設置する場合とする。

- (1) 飲用水滅菌装置
- (2) エキノコックス虫卵除去装置

2 補助対象工事の設計及び施工は、厚岸町農業用水道給水条例(平成10年厚岸町条例第23号。以下「農業用水道給水条例」という。)又は厚岸町水道事業給水条例(平成10年厚岸町条例第22号。以下「水道事業給水条例」という。)の規定に基づく指定給水装置工事事業者(以下「給水工事事業者」という。)でなければならない。

(補助対象者)

第3条 補助対象工事を行うことができる者は、農業用水道給水条例第2条又は水道事業給水条例第2条第2号に規定する給水区域において、農業用水道給水条例第3条又は水道事業給水条例第3条に規定する給水装置を占有せず、かつ、次に掲げるものを完納している者とする。ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認められるときは、この限りでない。

- (1) 町税
- (2) 国民健康保険税
- (3) 後期高齢者医療保険料
- (4) 介護保険料
- (5) ごみ処理手数料
- (6) 保育料
- (7) 町営住宅家賃
- (8) 水道料金及び下水道使用料
- (9) 公共下水道受益者負担金

(補助金の額等)

第4条 補助する額は、補助対象工事ごとにその設置に要する資材費、工事費及びその他の必要経費の合計から他の制度による補助金等を除いた額の3分の1以内とし、次の各号に掲げる金額をもってその補助限度額とする。

- (1) 飲用水滅菌装置設備工事 232,000円
- (2) エキノコックス虫卵除去装置設備工事 40,000円

2 前項の規定は、補助対象者においてそれぞれ1設備とする。ただし、この規則により補助を受け設置した設備において、その設置の日から原則として5年を経過し老朽化等によりその用をなさなくなり町長が認めた場合は、次条による申請を行うことができる。

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 2 0)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 2 日作成

処 分 名	給水装置の新設等の申込み	
根 拠 法 令 名	厚岸町水道事業給水条例 (平成 1 0 年厚岸町条例第 2 2 号)	
根 拠 条 項	第 5 条 1 項	
根 拠 条 文	第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕 (水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。) 第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去 (以下「給水装置工事」という。) しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町水道事業給水条例施行規則第 2 条</p> <p>条例第 5 条第 1 項の規定による給水装置の新設、改造、修繕 (水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。) 第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く) 又は撤去 (以下「給水装置工事」という。) の申込みは、給水装置工事申込書 (別記様式第 1 号) により行うものとする。</p> <p>( 1 ) 給水装置の構造および、材質が法令等に定める基準に適合していること。</p> <p>( 2 ) 給水装置の新設および改造により多量の給水を必要とする場合、他の需用者への給水に支障のきたすことのないこと。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 ( 注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。 )
	経 由 機 関	日 ( 機 関 名： )
	協 議 機 関	日 ( 機 関 名： )
	処 分 機 関	7 日 ( 機 関 名： )
所 管 部 署	水道課水道施設係	
備 考		



様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 2 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 2 日作成

処 分 名	農業用水道給水装置の新設等の申込み	
根 拠 法 令 名	厚岸町農業用水道給水条例 (平成 1 0 年厚岸町条例第 2 3 号)	
根 拠 条 項	第 5 条 1 項	
根 拠 条 文	第 5 条 給水装置を新設、改造、修繕 (水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。) 第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令を準用する、給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去 (以下「給水装置工事」という。) しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町農業用水道給水条例施行規則第 2 条</p> <p>条例第 5 条第 1 項の規定による給水装置の新設、改造、修繕 (水道法 (昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。) 第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の厚生労働省令を準用する給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去 (以下「給水装置工事」という。) の申込みは、給水装置工事申込書 (別記様式第 1 号) により行うものとする。</p> <p>( 1 ) 給水装置の構造および、材質が法令等に定める基準に適合していること。</p> <p>( 2 ) 給水装置の新設および改造により多量の給水を必要とする場合、他の需用者への給水に支障のきたすことのないこと。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 ( 注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。 )
	経 由 機 関	日 ( 機 関 名： )
	協 議 機 関	日 ( 機 関 名： )
	処 分 機 関	7 日 ( 機 関 名： )
所 管 部 署	水道課水道施設係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号922）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月10日作成

処 分 名	公共下水道排水設備等の計画の申請	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道条例（平成8年厚岸町条例第16号）	
根 拠 条 項	第5条	
根 拠 条 文	<p>（排水設備等の計画の確認）</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町公共下水道条例施行規則 （排水設備等の確認申請）</p> <p>第5条 条例第5条第1項及び第2項の規定により確認を受けようとする者は、排水設備等確認申請書（別記様式第2号。以下「確認申請書」という。）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。（別紙による。） （排水設備等の確認審査及び通知）</p> <p>第6条 町長は、前条の規定による確認申請があったときは、当該申請の内容が条例第4条及び第5条の規定に適合しているか審査し、適合していることを確認したときは、当該申請書に確認印を押印のうえ交付するものとし、適合しないときは、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日（注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7 日（機関名： ）
所 管 部 署	水道課下水道施設係	
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱（平成8年訓令第22号）第3条に規定する確認及び許可についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。	

## 審査基準の内容（別紙）

### （排水設備等の確認申請）

第5条 条例第5条第1項及び第2項の規定により確認を受けようとする者は、排水設備等確認申請書（別記様式第2号。以下「確認申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 位置図 申請地の位置を表示し、隣接地がわかるもの

(2) 平面図 縮尺100分の1とし、次の事項を表示すること。

ア 排水設備等の新設等を行おうとする土地の境界及び面積

イ 道路、建物（水道、井戸、台所、浴室、便所等を明示する。）、公共ますその他汚水を排除する施設及び既設の排水設備等の位置

ウ 排水設備の管渠の位置、大きさ、種類、勾配及び延長

エ その他排水設備の状況を明らかにするための必要な事項

(3) 縦断面図 縮尺は、横は平面図に準じ、縦は50分の1とし、管の種別、大きさ、勾配並びに接続すべき公共ます又はその他の排水施設の底面を基準とした地表並びに管の高さ、土被り等を表示すること。

(4) 構造詳細図 縮尺は、20分の1以上とし、管及びその付属装置の構造、能力並びに大きさを表示すること。

(5) 設計内訳書

(6) 承諾書 他人の排水設備を利用する場合、又はその他利害関係人がある場合に限る。

3 2人以上が共同して確認を受けようとするときは、代表者を定めて、連署のうえ前2項の規定に準じ、町長に申請しなければならない。

4 第2項各号の添付書類について、必要と認めるときは、内容を変更し又は追加することができる。

### （排水設備等の確認審査及び通知）

第6条 町長は、前条の規定による確認申請があったときは、当該申請の内容が条例第4条及び第5条の規定に適合しているか審査し、適合していることを確認したときは、当該申請書に確認印を押印のうえ交付するものとし、適合しないときは、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。

様式2（行政手続条例適用：個票番号923）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月10日作成

処 分 名	公共下水道排水設備等の制限行為の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道条例（平成8年厚岸町条例第16号）	
根 拠 条 項	第23条	
根 拠 条 文	<p>第23条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は別に定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図</p> <p>(2) 物件の配置及び構造を表示した図面</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町公共下水道条例施行規則 (制限行為の許可申請)</p> <p>第19条 条例第23条の規定により行為の許可を受けようとする者又は変更の許可を受けようとする者は、制限行為許可申請書(別記様式第11号)又は制限行為許可変更申請書(別記様式第12号)を町長に提出しなければならない。 (制限行為許可書の交付)</p> <p>第20条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、制限行為に関する法令の規定に適合すると認めるときは、制限行為許可書(別記様式第13号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>・審査確認方法</p> <p>①公共下水道区域外の家屋などから汚水を放流させるための排水設備、構造内容を条第4条及び第5条の規定に適合しているか審査</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日（注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7 日（機関名： ）
所 管 部 署	水道課下水道施設係	
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱（平成8年訓令第22号）第3条に規定する確認及び許可についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号 9 2 4)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日作成

処 分 名	公共下水道の敷地等占用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道条例 (平成 8 年厚岸町条例第16号)	
根 拠 条 項	第25条	
根 拠 条 文	<p>下水道法 (行為の制限等)</p> <p>第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(敷地等の占用)</p> <p>第25条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名： )
	協 議 機 関	日 (機関名： )
	処 分 機 関	7 日 (機関名： )
所 管 部 署	水道課下水道施設係	
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱 (平成 8 年訓令第22号) 第 3 条に規定する確認及び許可についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。	

様式2（行政手続条例適用：個票番号925）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成29年10月10日作成

処 分 名	公共下水道排水設備等の撤去の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町公共下水道条例（平成8年厚岸町条例第16号）	
根 拠 条 項	第29条	
根 拠 条 文	<p>（排水設備等の撤去）</p> <p>第29条 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ、町長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町公共下水道条例施行規則 （排水設備等撤去の許可申請）</p> <p>第24条 条例第29条の規定により排水設備等を撤去しようとする者は、排水設備等撤去許可申請書（別記様式第18号）を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、撤去しなければならないと認めたときは、排水設備等撤去許可書（別記様式第19号）を申請者に交付するものとする。</p> <p>・審査確認方法 撤去理由 ①住宅等を解体し排水設備が必要になった場合 ②住宅のリホームにより、既存の排水設備を一時撤去する場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5 日（注：土曜日、日曜日、祝祭日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	5 日（機関名： ）
所 管 部 署	水道課下水道施設係	
備 考	排水区域以外の区域における下水道の使用に関する取扱要綱（平成8年訓令第22号）第3条に規定する確認及び許可についても、この審査基準・標準処理期間を適用する。	